

木枯らし紋次郎 事件

紋次郎いか 事件

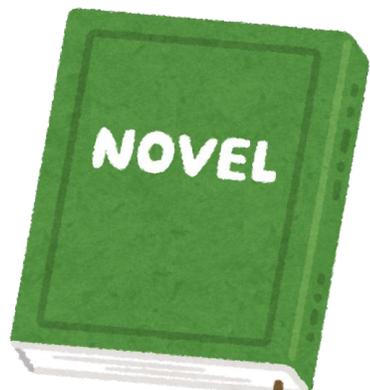
ディスカッションポイント

2026年2月13日

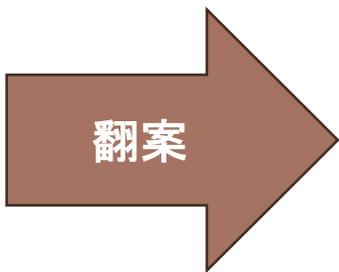
控訴審判決に対する課題意識

- ✓ 発売開始から約50年経過した、登録商標も付して販売されてきた商品で侵害が認められるのは酷なのでは
- ✓ キャンディキャンディ事件最高裁判決と本事案とでは、原著作者と二次作者との関係など事情が大きく異なるのでは
- ✓ キャラクター等の二次創作、三次創作、四次創作が広く行われている現状、生成AIの更なる普及も進む中、予見可能性の面などで影響も大きいのでは

事案概要



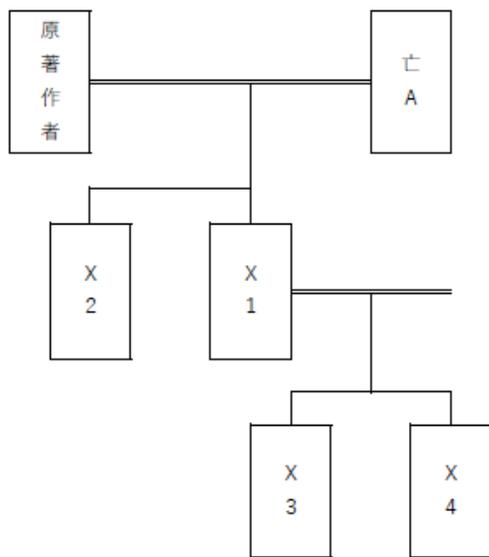
小説『木枯らし紋次郎』



本件テレビ画像



被告図柄目録



事案概要

時系列①

| | |
|------------------------------------|---|
| 昭和46年(1971年) | 「小説現代3月号」に「木枯し紋次郎」シリーズの第1話「赦免花は散った」を掲載される。 |
| 昭和47年(1972年)1月～5月 | テレビドラマ「木枯し紋次郎」が放映。22時30分開始にもかかわらず、視聴率が30パーセントを超える（最高視聴率が38パーセント）。 |
| 昭和47年(1972年)6月～9月 | 映画上映 「紋次郎いか」の販売開始 |
| 昭和47年（1972年）11月 ～昭和48年(1972)年3月 | テレビドラマ「続・木枯し紋次郎」が放映。 |
| 昭和48年(1973年)2月 | 文庫本が順次出版。「赦免花は散った」、「流れ舟は帰らず」、「湯煙に月は砕けた」、「童唄を雨に流せ」、「水神祭に死を呼んだ」収載 |
| 昭和48年(1973年)3月1日 | 被告図柄の商標登録出願 |
| 昭和50年(1975年)3月 ～昭和53年(1978年)3月 | 小説第2期が連載 |
| 昭和52年(1977年)1月10日 | 被告図柄の商標登録 |
| 昭和52年(1977年)10月 ～昭和54年(1978年)3月 | 「新・木枯し紋次郎」が放映。紋次郎の「あっしにはかかわりのないことござんす」は流行語のようになった。 |

事案概要

時系列②

| | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 昭和59年(1984年)11月 ～昭和61年(1988年)7月 | 同期間の連載が『新・木枯し紋次郎 舞って散った峠花』として単行本化 |
| 平成3年(1991年) | 『帰って来た木枯し紋次郎』が劇場公開 |
| 平成7年(1995年)2月 | 「小説新潮」に『帰ってきた木枯し紋次郎』シリーズが連載される。 |
| 平成14年(2002年)10月21日 | 原著作者死亡。亡Aが著作権を相続 |
| 平成19年(2007年) | 「げんこつ紋次郎」の販売開始(被告図柄付) |
| 平成22年(2010年) | 「とんがりいか」の販売を開始(被告図柄付) |
| 平成23年(2011年)11月3日 | 亡Aが被告会社と著作物の著作権に関する基本契約を締結 |
| 令和3年(2021年) | 「てっぼういか」の外袋に被告図柄を付す |
| 令和4年(2022年)1月20日 | 原告が被告に連絡 |
| 令和5年(2023年)3月28日 | 原告が訴訟提起 |
| 令和5年(2023年)12月7日 | 第一審判決 |
| 令和6年(2024年)8月8日 | 亡A死亡。原告X1、X2、X3、X4が著作権を相続 |
| 令和7年9月24日 | 控訴審判決 |
| ?? | 最高裁判決? |

原審判決と控訴審判決の概要

| | 第一審（東京地裁：2023年12月） | 控訴審（知財高裁：2025年9月） |
|----------|---|--|
| 結論 | 請求棄却（メーカー側の勝利） | 逆転勝訴（遺族側の勝利・賠償命令） |
| 比較対象 | 原作小説の表現 | テレビドラマ版の画像（二次的著作物） |
| 著作権侵害の有無 | 否定。キャラクターの設定（三度笠、道中合羽、楊枝など）は抽象的なアイデアに過ぎず、具体的な文章表現（が特定されておらず）の侵害とは認められない | 肯定（翻案権侵害）。ドラマ版の画像は小説の二次的著作物であり、その具体的な視覚的特徴を直接感得できるため、翻案にあたりと認定 |
| 賠償額 | 0円 | 約5,600万円 |

判断が異なった理由

ポパイ・ネクタイ事件最高裁判決を引いて、**原作の「キャラクターの設定」だけでは著作権の保護対象にならない**ため非侵害とした。
尚、テレビドラマの画像は**ありふれたもので創作的表現に該当しない**とした。

原作小説ではなく、二次的著作物である**テレビドラマの画像を比較対象**とした。
キャンディキャンディ事件最高裁判決を引いて、テレビドラマの画像には**創作的な特徴があり、被告イラストはこれに依拠して作成された翻案**であるため侵害とした。

原作小説の表現と被告図柄

（「木枯らし紋次郎シリーズ」「流れ舟は帰らず」より）

「その渡世人も、例外ではなかった。三度笠を目深にかぶり、引き回しの道中合羽で身体を包むようにしていた。やや俯向きかげんなので、顔は見えない。ただ、三度笠の下から覗いている畳針のようなものが、絶えず動いていた。竹を削って両端を鋭く尖がらした手製の楊枝で、当時としてはそれが常識の長さ五寸、十五センチ以上あるものだった。それを、口の端にくわえているのである。その楊枝が、渡世人の特徴になっていた。場合によっては、一種の目印の役目を果たした。（中略）身内衆のひとりが三度笠の中を覗き込もうとしていた。『木枯し紋次郎さんじゃござんせんか』その若い衆は、ひょいと一歩退いた。楊枝をくわえていることで、そう察しがついたのである。それくらい、木枯し紋次郎のくわえ楊枝は知られていたのであった。」

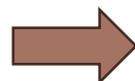
被告図柄目録



テレビドラマの画像と被告図柄



被告図柄目録



翻案
侵害



創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなすもの

- ①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、
- ②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、
- ③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えている、という特徴をすべて兼ね備える者

ディスカッションポイント

◆著作権に係る論点（争点1）

- ① テレビドラマ画像の著作物性の認定、特に「通常よりも大きな」「通常よりも長い」という曖昧な範囲に著作権を認めたことの妥当性、実務への影響
- ② 二次的著作物において新たに付与された創作的部分に関して、原著作者の三次的著作物に対する権利行使が認められることへの見解（賛否）

◆黙示の許諾、権利濫用に係る論点（争点3、4）

- ③ どのような主張・証拠ができれば認められ得たのか？

◆その他、類似事案やキャラクタービジネスへの影響など

参考：MSのCopilotによる生成画像（出力日1/14）

プロンプト

通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えている、という特徴をすべて兼ね備える者



プロンプト

今の3倍ぐらいの笠の大きさにして、浮世絵風のバリエーションを作成してください

笠は並行にするのではなく、前方が全く見えないうぐらい思いきり下げてください



プロンプト

特徴そのまま、女性にして、顔をはっきり見せて、萌えキャラ、アニメ風の画像にしてください

+手作業で、商品ラベル風の記述を画像に追加



ゼミ生の皆さんから自由に意見を頂く

◆著作権に係る論点（争点1）

- ① テレビドラマ画像の著作物性の認定、特に「通常よりも大きな」「通常よりも長い」という曖昧な範囲に著作権を認めたことの妥当性、実務への影響
- ② 二次的著作物において新たに付与された創作的部分に関して、原著作者の三次的著作者に対する権利行使が認められることへの見解（賛否）

参考：ポパイネクタイ事件

(概要)

漫画『POPEYE』について著作権を有するXらが、「ポパイ」「POPEYE」なる文字と人物像の図柄を付加したネクタイを販売していたYに対して、販売の差止請求や損害賠償請求などを求めた事案。一話完結形式の連載小説に登場するキャラクターは、著作権法2条1項1号にいう著作物ということとはできないとして侵害を否定。原審判決では非侵害の判断を導く根拠となった。

(二次的著作物の権利範囲について、判決文から抜粋)

「.....二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著物と共通しその実質を同じくする部分には生じないと解するのが相当である。

けだし、二次的著作物が原著物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著物に新たな創作的要素が付与されているためであって.....二次的著作物のうち原著物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである」

図表1



水兵帽をかぶり、水兵服を着て、口にパイプをくわえ、腕にはイカリを描いた姿の船乗り

水兵帽をかぶり、水兵服を着、口にパイプをくわえた船乗りが右腕に力こぶを作っている立ち姿

出典：最一小判平成9年7月17日最高裁判所民事判例集51巻6号2714頁

図表1は下記記事より引用

<https://president.jp/articles/photo/63868?pn=3>

参考：キャンディ・キャンディ事件（最高裁平成13年10月25日）

（判決文）原審の適法に確定したところによれば、本件連載漫画は、被上告人が各回ごとの具体的なストーリーを創作し、これを400字詰め原稿用紙30枚から50枚程度の小説形式の原稿にし、上告人において、**漫画化に当たって使用できないと思われる部分を除き、おおむねその原稿に依拠して漫画を作成するという手順を繰り返すことにより制作された**というのである。この事実関係によれば、本件連載漫画は被上告人作成の原稿を原著作物とする**二次的著作物である**ということが**できるから、被上告人は、本件連載漫画について原著作者の権利を有するもの**というべきである。

→ 最高裁は理由を述べていない。控訴審は原審判決（三村量一裁判長）を引いて判示

（東京高裁判決）二次的著作物は、その性質上、ある面からみれば、**原著作物の創作性に依拠しそれを引き継ぐ要素（部分）と、二次的著作物の著作者の独自の創作性のみが発揮されている要素（部分）との双方を常に有するものであることは、当然のこと**というべきであるにもかかわらず、著作権法が上記のように上記両要素（部分）を区別することなく規定しているのは、**一つには、上記両者を区別することが現実には困難又は不可能なことが多く、この区別を要求することになれば権利関係が著しく不安定にならざるを得ないこと、一つには、二次的著作物である以上、厳格に言えば、それを形成する要素（部分）で原著作物の創作性に依拠しないものはあり得ないとみることも可能であることから、両者を区別しないで、いずれも原著作物の創作性に依拠しているものとみなすことにしたものと考えるのが合理的であるからである。**

→ 賛成の立場：①寄与説 ②全体感得説 ③政策説 ④法28条の意義説など

反対の立場：28条趣旨から、二次的著作物**の著作者の独自の創作的表現の部分を含む権利内容全てに**原著作者の権利が及ぶものではないとの批判、ポパイ事件の創作的表現の趣旨と不釣り合い、創作的表現やアイデア保護に繋がるとの批判

参考：キャンディ・キャンディ事件と本事案との違い

| | キャンディキャンディ事件 | 紋次郎いか事件 |
|--------|--------------------------|--|
| 原著作者 | 原作者（原告） （原著作物：原稿） | 故笹沢佐保氏の遺族（原告） （原著作物：小説『木枯らし紋次郎』） |
| 二次的著作者 | 漫画家（被告） （二次的著作物：連載漫画） | 本件テレビ作品の著作者 （二次的著作物：本件テレビ画像） |
| 三次的著作者 | — （三次的著作物：書き下ろし原画等） | 株式会社二十一珍海堂（被告） （三次的著作物：被告図柄） ※ 被控訴人のウェブサイト中のウェブサイトには、「紋次郎いかの由来として、「昭和47年（1972年）6月25日 するめ足に串を刺した醤油味の珍味が誕生しやした。名前の由来は、その頃テレビで流行っていた木枯らし紋次郎がくわえていた長い楊枝（ようじ）を串に見立てたことによるようござんす。」との文章を掲載していた（控訴審判決第1の1（1）カ） |
| 地裁の判断 | 原告の請求を認める。 | 原告の請求を棄却。 |
| 高裁の判断 | 原告の請求を認める。 | 原告の請求を認める（逆転）。 |
| 最高裁の判断 | 原告の請求を認める。 | ??? |

ゼミ生の皆さんから自由に意見を頂く

◆著作権に係る論点（争点1）

②二次的著作物において新たに付与された創作的部分に関して、
原著作者の三次的著作者に対する権利行使が認められることへの見解
（賛否）

◆黙示の許諾、権利濫用に係る論点（争点3、4）

③どのような主張・証拠ができれば認められ得たのか？

◆その他、類似事案やキャラクタービジネスへの影響など

争点3 「黙示の許諾」は、どうすれば認められ得るのか？

【被告側の主張】被控訴人商品が全国で20億円以上の規模で販売されていた1974年（昭和54年）頃には亡Bが被控訴人商品の存在を知っていた

（裁判所の判断）

まず、亡Bが被控訴人商品の存在及びこれに被控訴人図柄が付されている事実を認識したこと、又は亡Aが令和4年（2022年）1月より前に上記事実を認識したことを認めるに足りる証拠はない。

…『紋次郎いか』を含む被控訴人商品は、**いわゆる珍味に属する食品であり、このような珍味に属する食品に関心を有する者は比較的限られているといえる上、被控訴人商品についてどのような広告宣伝がされていたのかも明らかでないから、被控訴人商品が全国で販売されていて、珍味に属する食品としては高い売上げがあったとしても、そのことをもって、亡Bや亡Aが被控訴人商品を認識していたと推認することはできない。**

【被告側の主張】「紋次郎いか」は2010年（平成22年）代には数々のメディアで取り上げられたことから、控訴人会社と本件基本契約を締結した平成23年（2011年）11月頃には、亡Aも被控訴人商品の存在を認識していたはずであり、これに対して異議を述べずに権利行使をしなかった

（裁判所の判断）控訴人会社が亡Aと締結した本件基本契約において、控訴人会社は、亡Bの著作物に関する著作権が第三者により侵害され又は侵害されるおそれがあることを発見した場合には、亡Aにその旨を通知し、亡Aと協力して侵害等の予防、排除に必要なあらゆる措置を講ずるものとされているが…第三者が上記著作権を侵害し、又は侵害しているおそれがないかを探索し発見する業務を行うものとする旨の規定は存在しない。そうすると、控訴人会社が、被控訴人の主張する内容の検索を実施しなかったことが不自然とまではいえない。」

争点4 「権利濫用」は、どうすれば認められ得るのか？

(裁判所の判断)

証拠(乙64～67)及び弁論の全趣旨によれば、税理士である控訴人X1は、令和4年(2022年)4月から同年11月にかけて、税務顧問契約を結んでいた法律事務所に所属する34名の弁護士に対し、実際には加入させる意図がないにもかかわらず、節税目的での小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度への加入を促す虚偽の電子メールを送信し、掛金として合計約8732万円を詐取し、同年4月から同年12月にかけて、別の法律事務所に所属の弁護士11名に対し、上記と同様の態様により掛金として合計約2584万円を詐取し、これらの犯罪行為により令和6年(2024年)に逮捕、起訴され、その後懲役6年の実刑判決を受けたこと、控訴人X1が上記犯罪行為に及んだのは、控訴人X1が資金繰りに苦しんでいたためであり、控訴人X1は令和4年(2022年)3月時点で3億円を超える負債を抱えていたことが認められる。

しかし、控訴人X1が、令和4年(2022年)の時点で上記のとおり莫大な負債を抱えており、詐欺の犯罪行為に手を出すほどの状況にあったことをもって、控訴人X1が、同年1月より前の時点で被控訴人商品に被控訴人図柄が付されている事実を認識していたが、同年に至って同事実を基に被控訴人から金銭の支払を受けることを思い立ち、控訴人会社を通じて被控訴人に対して金銭請求をするようになったと推認することはできない。

控訴人X1の上記犯罪行為よりも後の時期に、控訴人X1の2人の実子が亡Aの養子となった事実によって、令和4年(2022年)1月頃に控訴人X1が被控訴人商品の存在及びこれに被控訴人図柄が付されている事実を認識したとの主張が虚偽であると認められることにもならない。亡Aが令和6年(2024年)8月8日に死亡した事実については、控訴人ら代理人弁護士が令和7年(2025年)1月16日付け上申書を提出してようやく当裁判所に明らかになったが、控訴人X1が被控訴人商品を認識した時期に関する控訴人らの主張が虚偽であると認められる根拠とはならない。

参考：宇奈月温泉事件（大審院昭和10年10月5日）

所有権ニ対スル侵害又ハ其ノ危険ノ存スル以上，所有者ハ斯ル状態ヲ除去又ハ禁止セシムル為メ裁判上ノ保護ヲ請求シ得ヘキヤ勿論ナレトモ，該侵害ニ因ル損失云フニ足ラス而モ侵害ノ除去著シク困難ニシテ縦令之ヲ為シ得ルトスルモ莫大ナル費用ヲ要スヘキ場合ニ於テ，第三者ニシテ斯ル事実アルヲ奇貨トシ不当ナル利得ヲ図リ殊更侵害ニ関係アル物件ヲ買収セル上，一面ニ於テ侵害者ニ対シ侵害状態ノ除去ヲ迫リ，他面ニ於テハ該物件其ノ他ノ自己所有物件ヲ不相当ニ巨額ナル代金ヲ以テ買取ラレタキ旨ノ要求ヲ提示シ他ノ一切ノ協調ニ応セスト主張スルカ如キニ於テハ，該除去ノ請求ハ単ニ所有権ノ行使タル外形ヲ構フルニ止マリ真ニ権利ヲ救済セムトスルニアラス。即チ，如上ノ行為ハ，全体ニ於テ専ラ不当ナル利益ノ擱得ヲ目的トシ所有権ヲ以テ其ノ具ニ供スルニ帰スルモノナレハ，社会觀念上所有権ノ目的ニ違背シ其ノ機能トシテ許サルヘキ範圍ヲ超脱スルモノニシテ，権利ノ濫用ニ外ナラス。

（参考）

権利の濫用とは、「外形上権利の行使のようにみえるが、具体的の場合に即してみるときは、**権利の社会性に反し**、権利の行使として是認することのできない行為」と説明される（我妻教授）

権利の濫用については以下の3パターンの分析が参照されることが多い

- (a) 権利濫用の理論が単なる不法行為に適用される類型（ex. 信玄公旗松事件）
- (b) 権利の新しい限界の成立過程において権利濫用の理論が利用される類型（ex. 賃貸借における信頼関係破壊法理）
- (c) 一種の強制調停の機能を持つものとして権利濫用の法理が利用される類型（ex. 宇奈月温泉事件）

ゼミ生の皆さんから自由に意見を頂く

◆黙示の許諾、権利濫用に係る論点（争点3、4）

③どのような主張・証拠ができれば認められ得たのか？

◆その他、類似事案やキャラクタービジネスへの影響など

所感

- 本事案はそれほど複雑なものではないが、二次創作、三次創作、四次創作が広く行われている現状、第一審判決と控訴審判決で結論が異なっていたこと、ポパイネクタイ事件、キャンディキャンディ事件など著名な判例が参照されていることから、議論できる点が多くあり、ゼミの題材に適した事案と考え本裁判例を取り上げた。
- 当日のゼミでは、様々なバックグラウンドを持つゼミ生に多様な観点から発言していただき、本事案の解像度を深めることができた。判決文に現れない事実や裁判所の判断の今後の影響を深く考慮することが重要と改めて感じた。
- ゼミで特に議論になったキャンディキャンディ事件と本事案との相違点なども考慮すると、取り上げるかどうかも含め最高裁が本事案についてどのような判断するのか一層興味深くなった。引き続き本事案の動向を追っていきたいと思う。